

総長に直訴したら処分？ 学費値上げ・名ばかり“対話”の不当懲戒処分に反対する

学費値上げに反対して藤井総長に直訴を行おうとした学生Aさん他1名に停学2ヶ月の処分が出されています。
「東大確認書」違反の見せしめ処分撤回のため、ともに声を上げましょう！（2026年1月7日）

2024年の学費値上げ反対運動と 警察導入！

2024年5月、東大本部が学費値上げを検討していることが報道で明らかになりました。この時点では6月中に値上げを決定・発表するという観測でした。

学生教職員からの様々な反対の声を受け、6月21日夕方、大学本部はオンライン“総長対話”を開催しました。しかしスケジュールからも分かるとおり、これは「決定事項」を学生に伝達するという側面が強く、“対話”とは名ばかりのものでした。

“対話”終了後、学生有志100人ほどが安田講堂前に集まり、6月中に値上げを決定しないことを求めて要望書を提出しようとしたのですが、大学側の役員はおろか事務職員さえも現れず、夜が更けていきました。

Aさん他数名は、膠着状態を脱する必要があること、自分たちで安田講堂内の総長室へ直訴に向かうことをその場で判断しました。要望書を持って鍵の開いていた警備室から内部に立ち入りました。しかし総長室までたどり着くことはできず、そのことが分かると速やかに退出しました。

これに対し大学側は警察を導入しました。警察は暴徒鎮圧用の装備でその他の学生を威圧し解散させました。なおAさんらは既にキャンパス外に出ており、拘禁や取り調べを受けることはありませんでした。

値上げ決定後の姑息な後出し停学処分

半年以上経った2025年1月、AさんおよびBさんの2名に対して呼び出しがあり、「学生懲戒処分規程（以下、『本規程』）」に基づく手続きが行われました。その後Bさんには7月に、Aさんには11月に、「停学2ヶ月」の処分通知が交付されました。Bさんは2025年度が予定卒業年度であるためやむなく処分への不服申立を行わないことを決め、既に停学期間を終えています。

この処分は以下の理由から不当です。

(1) 先祖返りの運動弾圧 冤罪 比例原則無視

第一に、20年以上据え置かれた学費を値上げするという重大決定に際し、大学側が極めて短期間の議論、一度きりのオンライン“対話”で意思決定を行おうとしていた点を見逃すことはできません。当日は“対話”に先立って経営協議会会議が開催されており、明日には学費値上げが発表されてしまうかもしれないという切迫した事態のもと、学生側の行為には緊急性がありました。

東大闘争の末に妥結された「東大確認書」は、学生を、学問の自由の制度的保障である大学自治の構成員として認め、学生懲戒処分について次のとおり確認しています。

大学当局は、その原則として、客観的に学生、院生の自治活動への規制手段としての役割を果たしてきた『教育的処分』という見地をとらぬこと、又、学生、院生の正当な自治活動への規制となる処分は行わないこと。

こうした「東大確認書」の規定に基づき、68-69年東大闘争、反百年祭闘争、昭和天皇弔旗掲揚反対闘争、駒場寮廃寮反対闘争など、激しい物理的衝突を経験したこれら闘争のいずれにおいても学生処分が行われていないことが、当事者であった先輩方によって証言されています。安田講堂を占拠し、不当逮捕・起訴、そして有罪判決を受けた学生も、誰一人として処分を受けていないことは重要な事実です。

（裏面に続く）



東京大学宛

2024年6月21日、名ばかりの「総長対話」を受けて、
総長に直訴を試み、安田講堂に立ち入った学生に対する
懲戒処分の撤回を求めます。

不要なビラは、床に捨てずビラ回収ボックスへ

署名を集めています！QRコードよりご協力をお願いします。（ECCSアカウントのみ署名可能。匿名OK）

それに対して、今回の学費値上げに反対し、安田講堂という公共施設の前で集会をした際に、総長に要請書を交付して真の対話をしようとした行動は、大学の自治を担う学生の正当な自治活動の範疇であり、表現の自由の行使です。今回の処分はこの自治活動への規制であり、表現の自由の侵害となる処分に外なりません。

第二に、大学側は「警備員が怪我をした」ことを処分理由として重視しているようですが、怪我の事実確認について意図的に曖昧にしています。Aさんは警備員さんと軽微な身体接触がありましたが、この接触が怪我に繋がってはいないことは、大学も認めていることが、後に大学当局の内部資料から明らかになりました。Aさんは大学側からの聞き取りの段階で、「怪我というのは自分が怪我をさせたのか。もしそうであれば謝罪したい」と述べましたが、大学側は回答を拒否していました。さらにBさんは一切の身体接触がありませんでした。行為主体を曖昧にすることで、処分を不当に重くしていると考えられます。

第三に、そもそも行為に対して処分が重すぎます。他の懲戒処分事例と比較して重すぎる処分であることを、これまで他の学生懲戒処分に関わった複数の教職員が証言しています。

(2) 「東大確認書」違反、非民主的手続きの処分制度

第一に、東大において学生運動に対する処分は1969年以降、事実上放棄されてきたことが指摘できます。

前述した「東大確認書」では学生懲戒処分について次の旨も確認されています。

• 三連の闘争に対して既に行われた処分を撤回し、追加処分を行わないこと。

• 新処分制度について学生側と大学側の「相互で検討すること」。

しかし2004年には学生側代表との協議・交渉を経ず、新処分制度たる本規程が一方的に制定されています。もちろん同年の国立大学法人化を経ても東大確認書は引き継がれています。確認書が有効である以上、本規程は確認書違反のプロセスで制定された無効なものだといえます。

第二に、本規程は内容としても東大確認書で学生側・大学側の合意事項として志向されたものからかけ離れています。ここに定める手続きは一見すると「民主的」ですが、実際はそうではありません。

学生の処分を検討するに際して、まず部局（＝学部）に

よる調査、事実認定および懲戒処分相当・不相当の判断が行われます。当該学生が部局による懲戒処分相当の意見に不服のある場合は、申立により本部に不服を申立てることができます。本部調査委員会担当の作成した懲戒処分案は「参考人団」に諮られます。参考人団は、総長が任命した教員団員および抽選によって選出された「学生参考人会」が互選した学生団員からなります。これらは二審制や参審制を念頭に置いた制度であるといえます。

しかし④例えば、国家公務員の懲戒・分限処分が人事院という別組織でなされるのと比べて、東大の学生処分においては、調査主体（＝検査）と判断主体（＝裁判所）が大学本部組織内という一体性や、④聴取手続の非公開など、核心部分は民主的制度ではありません。これは実際の運用にも表れています。

④ 前項第二で述べたとおり、大学側は処分理由として「怪我」の原因となった行為主体を特定していません。これは「起訴」「求刑」の根拠となる部分ですが、調査主体と判断主体が一体であるためか明らかにされず、冤罪とも呼ぶべき事態が発生していると考えられます。

④ 審査の公開については一般論として当該学生やハラスメント被害者の名誉のため、完全に行うべきとは私達も考えていません。その上でなお現行制度は不適当だと指摘します。国家公務員の懲戒処分や分限処分に対する人事院の審理については公開か非公開かを選択できるとともに、処分庁と被処分者の相互の提出資料は相互に交付されます。

私達は、過去に同様の処分を受けた学生の事例（＝判例）の調査を試みましたが、大学の公開情報から同様の処分事例について知ることはできませんでした。この点についてAさんおよびBさんから大学側に対し質問していますが、やはり回答拒否されています。私達は処分を受けたかもしれない過去の様々な闘争の当事者とコンタクトを取ることで初めて、これが68年以降初めての学生運動に対する処分であることを確信しました。

さらに参考人団の判断過程に、当該学生が参加することは制度上想定されていません。公開の場での反対尋問や、最終弁論という「被告人」として最も重要な権利が保障されていないのです。参考人団にどのような資料が提供されているかすら、私達は知ることができません。究極的には、仮に大学側によって証拠や調査の捏造・改竄が行われていたとしても、当該学生と参考人の双方がその事実気づけない、異常な制度設計になっています。これでは参審

制も骨抜きです。

また別々の学部には所属しているAさんとBさんはそれぞれ調査を受けましたが、書面で交付された処分理由はごく僅かな差異を除いて全く同じものでした。学部による調査・判断の段階から本部やその代理人が学部に指示や示唆を行っているのだとすれば、やはり本部による審査制度（二審制）も名ばかりのものです。

以上のとおり、大学側による一方的な制度であるという実質を粉飾した本規定は、68年以前の旧処分制度を改善したものとは言えません。

学費値上げと停学処分を撤回せよ!!

Aさんらに対する処分の撤回、そして何より学費値上げの撤回を求めます。

Aさんらは、行政機構である大学当局と学生という権力の圧倒的不均衡の下、あくまで表現の自由の範疇で、総長に対する真の対話を追求したに過ぎません。またその内容も、これから入学してくる後輩のため、現に東大の構成員であるものとして責務を果たそうとしたものです。

東大に続いて他大学でも値上げの強行が相次いでいます。山口大学では反対運動に対する報復としてキャンパス内でのビラまきを禁止しようとしている有り様です。

また東大が認定を目指している「国際卓越研究大学」の制度では、文科省令で定められている学費の上限を「規制緩和」＝青天井化する可能性が制度上存在しています。また標準額そのものの値上げも中教審等で議論されており、東大が今回にとどまらず今後段階的に値上げを行う可能性は十分あります。

東大の学費の値上げは、私達が運動の敗北として受け入れれば済む次元のものでは、もはやなくなっています。パンドラの箱を開けるのは私達です。

心ある学生教職員市民の皆さんには、処分撤回署名への協力と、今後予定している取消訴訟への支援、傍聴をぜひお願いします。

統報は各種SNSから!



Twitter



Facebook